

環境報告書

【暫定版】

(平成27年度分)

～ 環境配慮促進法に基づく環境配慮等の状況の公表 ～

平成29年3月

環境省

本報告書は、平成 27 年度の実績を報告するものですが、掲載されている全ての計数は暫定値であり、一部事項の計数について、確認中であるものが含まれます。

また、今後計数の確定により、報告書の記載内容が変更となる可能性があります。

本報告書の利用にあたっては、上記に留意されたい。

目 次

はじめに	1
環境省の組織及び職員数	2
本報告書の報告対象等	4
(1) 対象期間	4
(2) 対象組織	4
(3) 対象分野	4
(4) その他	4
環境配慮等に係る計画、取組体制等	5
(1) オフィス活動分野	5
(2) 政策分野	6
環境配慮の取組の状況等 (オフィス活動分野)	7
1. インプット	7
(1) 電気使用量	7
(2) 公用車の燃料使用量	11
(3) 用紙使用量	14
(4) 上水使用量	17
(5) グリーン購入・調達状況	21
総論	21
自動車等(自動車)	22
家電製品(電気冷蔵庫等)	25
紙類	26
2. 循環利用・アウトプット	28
(1) 温室効果ガス排出量	28
(2) 廃棄物排出量	32
(3) 中水循環量、総排水量	36
(4) 大気環境への負荷の低減	37
3. 社会的取組	39
環境省職員的环境保全活動への参加	39
環境施策の状況 (政策分野)	40
平成 27 年度事後評価(政策評価)の概要	41

はじめに

本報告書は、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号。以下「環境配慮促進法」という。）に基づき、環境省が公表する「環境配慮等の状況」についての報告書です。

「環境配慮等の状況」とは、環境配慮促進法において「環境の保全に関する活動及び環境への負荷を生じさせ、又は生じさせる原因となる活動の状況」と定義されています。環境省には、これらの活動に関する具体的な方針に相当するものとして、第二次環境基本計画（平成 12 年 12 月 22 日閣議決定）に基づき定めている環境省環境配慮の方針（平成 14 年 11 月 25 日環境大臣決定。以下「環境配慮の方針」という。http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/hairyo/hairyo.html）があります。

環境配慮の方針においては、具体的な環境配慮のための活動を、大きくオフィス活動分野と政策分野に分け、前者については、事業者としての環境省の環境方針（平成 26 年 6 月 30 日環境大臣。以下「事業者方針」という。<http://www.env.go.jp/info/manage/hosin.html>）を定め、環境省環境マネジメントシステム（平成 14 年 7 月 ISO14001 認証取得）において目標を設定し、その取組を推進しています。また、後者については、毎年度定める環境省政策評価実施計画（平成 27 年 7 月 1 日環境省）及び同計画の中に位置付けられる環境省施策体系を基に評価を行っています（平成 27 年度環境省政策評価実施計画については、<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h27/keikaku.html>、環境省施策体系については、<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h25/taikei.pdf>）。なお、政府全体の環境施策の内容、実施状況等については、環境白書において毎年公表しています（平成 28 年版環境白書については、<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h28/index.html>）。

環境配慮の方針については、同方針の「IV 配慮の方針推進システム（環境管理システム）」に基づき、同方針の実施状況について、平成 15 年（平成 14 年度分）以降、毎年、環境省環境マネジメントシステム及び環境省政策評価実施計画の進行管理の中で評価を行うことにより、自己点検を実施してきました。平成 19 年（平成 18 年度分）までの 5 年間については、この自己点検の結果を、環境配慮等の状況として公表してきました。

平成 20 年（平成 19 年度分）からは、環境配慮等の状況を、環境配慮促進法に基づき特定事業者に作成及び公表が義務付けられている環境報告書と同様の充実した内容とし、また、オフィス活動分野については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）等に基づき環境省が実施しているグリーン購入の状況、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき策定されている政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（平成 19 年 3 月 30 日閣議決定^{*}。以下「政府実行計画」という。）等に基づき環境省が実施している温室効果ガスの排出量の削減等の状況等も盛り込むこととして、全面的に見直し、環境報告書として公表することとしました。このような形で公表するのは、今回が 9 回目となります。

^{*}政府実行計画は、平成 28 年 5 月 13 日に新たに閣議決定されています。

環境省の組織及び職員数

環境省は、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）に規定する「省」であり、環境省設置法（平成 11 年法律第 101 号）に基づき設置されています。その任務は、「地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全並びに原子力の研究、開発及び利用における安全の確保を図ること」です。

環境省の組織については、環境省設置法、環境省組織令（平成 12 年政令第 256 号）等に定められており、具体的には、以下のような組織（平成 27 年度末）で構成されています。

- ・ 内 部 部 局 … 大臣官房、総合環境政策局、地球環境局^{※1}、水・大気環境局及び自然環境局（大臣官房に廃棄物・リサイクル対策部、総合環境政策局に環境保健部^{※2}を設置）

※1：地球環境局は、平成 27 年 10 月に大同生命霞が関ビルから中央合同庁舎 5 号館に移転しました。

※2：環境保健部石綿健康被害対策室は、平成 27 年 10 月に中央合同庁舎 4 号館から中央合同庁舎 5 号館に移転しました。

- ・ 審 議 会 等 … 中央環境審議会、公害健康被害補償不服審査会、臨時水俣病認定審査会、有明海・八代海等総合調査評価委員会、環境省国立研究会開発法人審議会、原子力規制委員会国立研究開発法人審議会、原子炉安全専門委員会、核燃料安全専門委員会、放射線審議会

- ・ 施 設 等 機 関 … 環境調査研修所
（環境調査研修所に国立水俣病総合研究センターを設置）

- ・ 特 別 の 機 関 … 公害対策会議（環境大臣を会長とし、関係行政機関の長から構成され、公害防止計画の策定の指示及び同意に係る審議等を行う会議）

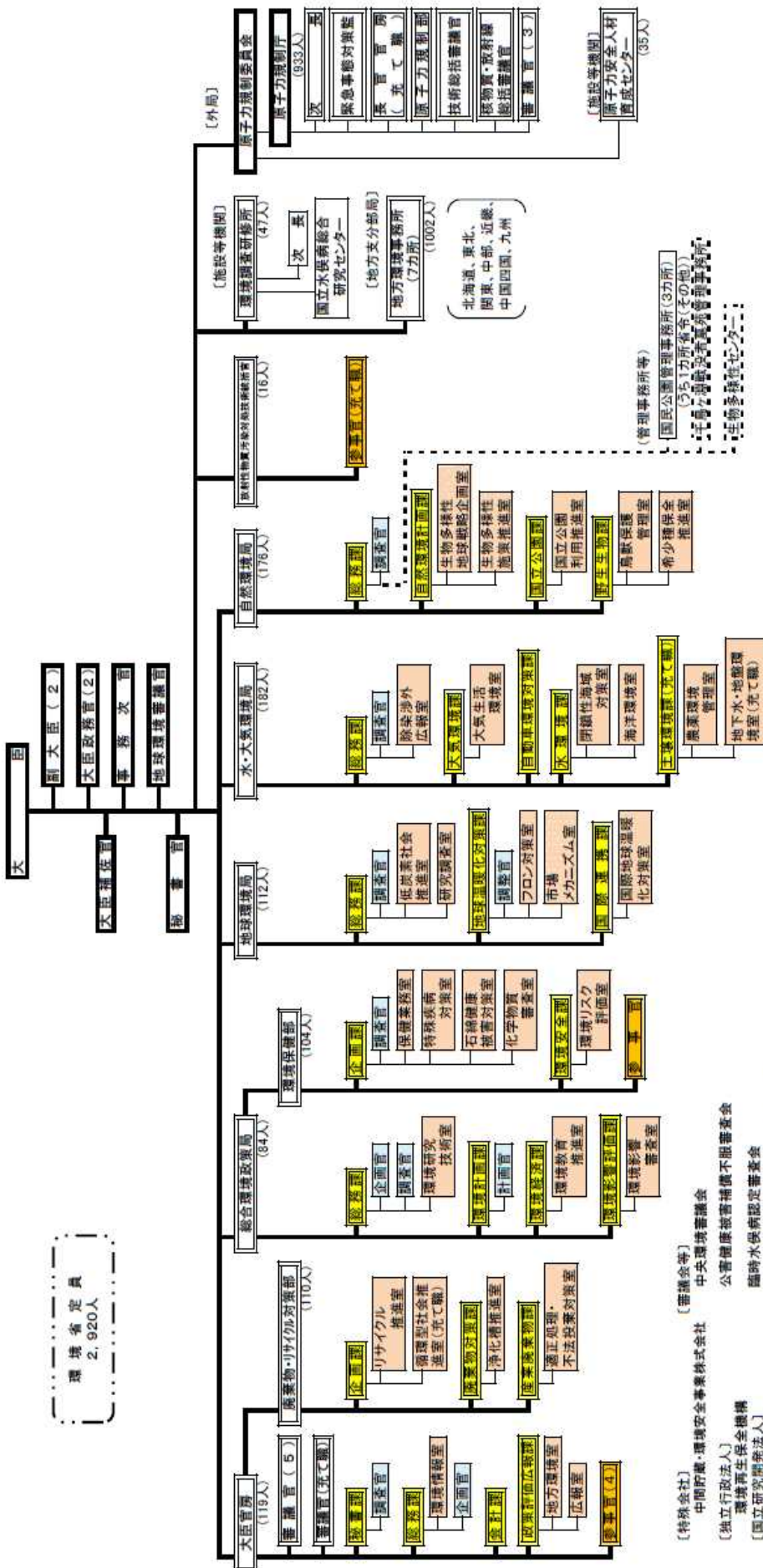
- ・ 地 方 支 分 部 局 … 地方環境事務所
（7 か所：北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

- ・ 外 局 … 原子力規制委員会（原子力規制委員会に事務局として原子力規制庁を設置）

- ・ 地方環境事務所の事務を分掌する機関として自然環境事務所、自然保護官事務所等が設置されています。

- ・ 環境省本省の内部部局には、本省庁舎組織（中央合同庁舎 5 号館（千代田区霞が関 1 - 2 - 2）のほかに、国民公園管理事務所（国民公園は、皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑の 3 か所）、千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所及び生物多様性センターがあります。

環境省 機構図 (平成27年度末)



- (特別会社) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- (独立行政法人) 環境再生保全機構
- (国立研究開発法人) 国立環境研究所
- 放射線医学総合研究所 (文部科学省と共管)
- 日本原子力研究開発機構 (文部科学省と経済産業省との共管)
- (特別の機関) 放射線安全専門審査会
- (審議会等) 中央環境審議会
- 公害健康被害補償不服審査会
- 臨時水保病認定審査会
- 有明海・八代海等総合調査評価委員会
- 環境省国立研究開発法人審議会
- 原子力規制委員会国立研究開発法人審議会
- 原子炉安全専門審査会
- 核燃料安全専門審査会
- 放射線審議会

(1) 対象期間

本報告書は、平成 27 年度末までの実績を対象としています。

(2) 対象組織

本報告書では、平成 27 年度時点の政府実行計画の基準年が平成 13 年であることを考慮し、当時存在していなかった原子力規制委員会（原子力規制庁）を除く環境省全体を対象とすることを原則とします。ただし、各種目標の設定状況等も踏まえ、本省庁舎組織のみを対象とする部分もあります。

(3) 対象分野

本報告書に記載する環境配慮等の状況は、環境的側面を中心としていますが、一部、社会的側面についても記載しています。

(4) その他

本報告書は、環境配慮促進法第 6 条に基づき公表する環境配慮等の状況についての報告書です。

また、本報告書は、

- ・ 環境報告ガイドライン（2012 年版）（平成 24 年 4 月環境省）
(<https://www.env.go.jp/policy/report/h24-01/index.html>)
- ・ 環境報告書の記載事項等の手引き（第 3 版）（平成 26 年 5 月環境省）
(https://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/tebiki_3rd-ed.pdf)

に準拠して作成しています。

※ 実績については、平成 29 年 3 月 31 日現在の暫定値であり、一部、計数確認中であるものを含みます。

「はじめに」で記したとおり、環境配慮の方針においては、具体的な環境配慮のための活動を、大きくオフィス活動分野と政策分野に分け、前者については、グリーン購入法や政府実行計画の適切な実施に努めるため、本省庁舎組織の活動を対象に事業者方針を定め、環境省環境マネジメントシステムにおいて目標を設定し、その取組を推進しており、後者については、毎年度定める環境省政策評価実施計画及び同計画の中に位置付けられる環境省施策体系を基に評価を行っています。

(1) オフィス活動分野

環境省の環境マネジメントシステムは、平成 14 年 7 月、ISO14001 の認証を取得しています。同システムとして、環境省では、事業者方針を定めるとともに、環境省環境マネジメントシステム設置要綱及び同運営要綱を定めています。

環境マネジメントシステム運営要綱（平成 13 年 10 月 23 日施行）では、内部監査について規定しており、環境マネジメントシステムが ISO14001 の要求事項に適合しているか否か、同システムが適切に実施され、維持されているか否かについての内部監査を年に 1 回実施することとしています。具体的には、内部監査実施要領を策定し、毎年度、年間実施計画を定め、各年度の内部監査を行っています。

また、環境マネジメントシステムの「目的、目標及び実施計画」を定めており、目的及び目標の達成状況について、「環境マネジメントプログラムの達成状況」として毎年公表しています。

グリーン購入については、グリーン購入法に基づき定められている環境物品等の調達推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 3 日変更閣議決定。以下「グリーン購入法基本方針」という。）において、重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類（以下「特定調達品目」という。）及びその判断の基準等が定められており、環境省では、毎年度、グリーン購入法基本方針に即して環境物品等の調達の推進を図るための方針（平成 27 年 4 月 1 日環境大臣。以下「環境省調達方針」という。）を作成し、同方針に従って、環境物品等の調達を行うとともに、調達実績の概要を取りまとめ、公表しています。

環境配慮契約については、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）に基づき定められている国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成 26 年 2 月 4 日変更閣議決定。以下「環境配慮契約法基本方針」という。）において、環境配慮契約を推進すべき契約とその基本的事項等が定められており、環境省では、環境配慮契約法基本方針に従って、契約を行うとともに、契約実績の概要を取りまとめ、公表しています。

温室効果ガスの排出量の削減等については、環境省は、政府実行計画に基づき、環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画（平成 19 年 10 月 12 日環境省。以下「環境省実施計画」という。）を策定しており、同計画に基づき、温室効果ガスの排出量の削減等に資する様々な取組を実施しています。また、政府実行

計画に基づき地球温暖化対策推進本部幹事会が毎年行っている同計画の推進・点検に際し、環境省における温室効果ガスの総排出量、取組項目ごとの進捗状況等も公表されています。

(2) 政策分野

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）に基づき、政府は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、政策評価に関する基本方針の改定（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）を定めています。

環境省では、環境省の所掌に係る政策について、当該基本方針の改定に基づく環境省政策評価基本計画（平成 23 年 4 月 1 日改定）を定めており、また、毎年度、事後評価について定める環境省政策評価実施計画を策定しています。同計画では、環境省が行う政策、具体的には、同計画の別添として定められる環境省施策体系に掲げる施策を対象として、事後評価を行うこととしています（平成 27 年度環境省政策評価実施計画については <http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h27/keikaku.html>、環境省施策体系については <http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h25/taikei.pdf>）。

なお、評価結果の取りまとめに当たっては、学識経験を有する第三者からなる政策評価委員会の助言を得るほか、広く国民の意見を聴くこととしています。

以下では、これらの枠組みを踏まえつつ、環境配慮の取組の状況等及び環境施策の状況について記します。

1. インプット

(1) 電気使用量

【目標】

- 電気使用量については、平成 27 年度時点の政府実行計画において、「事務所の単位面積当たりの電気使用量を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で概ね 90%以下にする」ことが目標として掲げられていました。当面の地球温暖化対策に関する方針（平成 25 年 3 月 15 日地球温暖化対策推進本部決定）において、平成 25 年度以降は、新たな地球温暖化対策計画に即した新たな政府実行計画（以下「新たな政府実行計画」という。）の策定に至るまでの間においても、政府実行計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進することとしています。
- 本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成 26 年度、27 年度目的、目標及び実施計画」において、「事務所の単位面積当たりの電気使用量を削減する」ことを掲げ、その具体的目標として、「電気使用量を平成 13 年度比で 60%以下とする」ことを掲げています。

【実績】

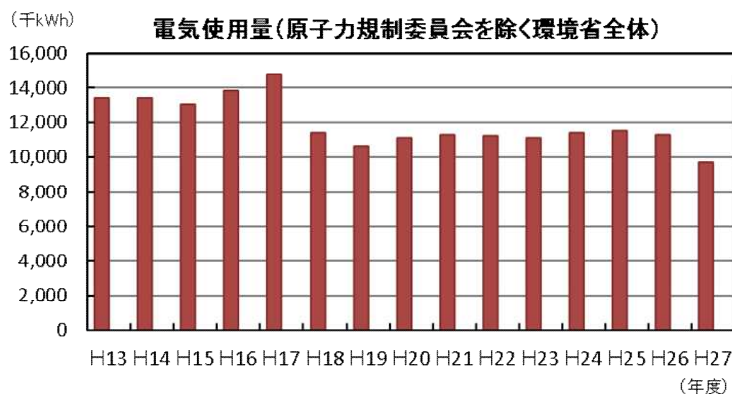
- 過去の電気使用量及び事務所の単位面積当たり電気使用量は、以下のとおりです。なお、本省庁舎組織の実績については、本省庁舎組織を対象としている環境マネジメントシステムにおける基準と同様に、LAN機器・照明・室内コンセントの電気使用量の合計値です。

(注) 電気使用量については、一部を除き、床面積割合による按分方式で算出しています。
(例：中央合同庁舎5号館全体の使用量を、環境省の占める床面積割合で按分し算出)

<電気使用量> (原子力規制委員会を除く環境省全体)

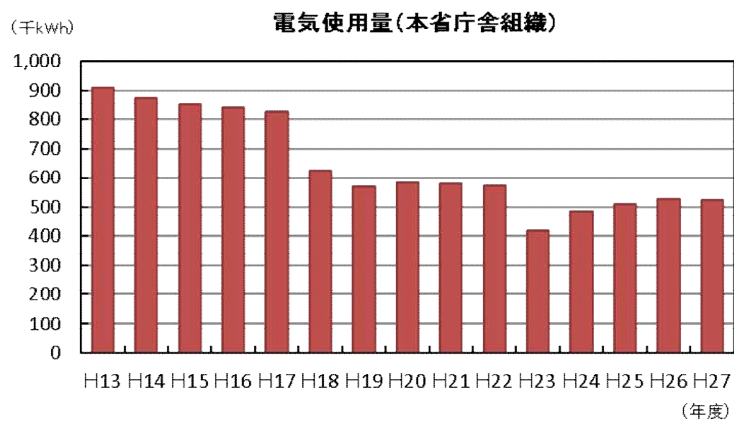
年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
電気使用量(kWh)	13,418,076	13,454,064	13,060,294	13,871,999	14,761,923	11,392,100	10,628,945	11,121,515
平成13年度を100とした場合の割合(%)	100.0	100.3	97.3	103.4	110.0	84.9	79.2	82.9
年度(平成)	21	22	23	24	25	26	27	
電気使用量(kWh)	11,274,915	11,262,442	11,116,605	11,425,224 [791,613]	11,553,991 [1,691,389]	11,304,069 [1,871,988]	9,724,819 [3,042,713]	
平成13年度を100とした場合の割合(%)	84.0	83.9	82.8	85.1	86.1	84.2	72.5	

※ [] 内は原子力規制委員会の値(外数)



<電気使用量> (本省庁舎組織)

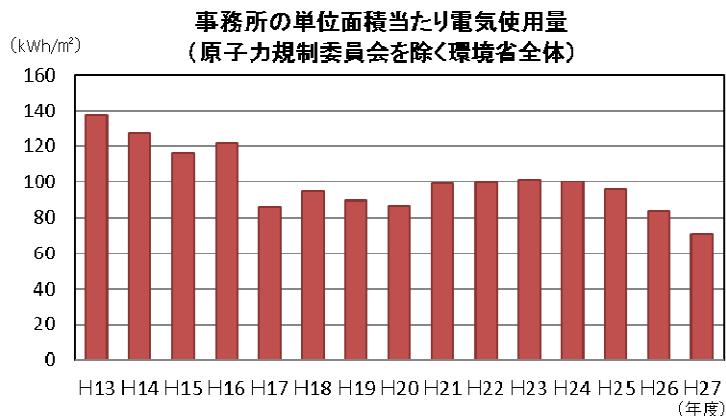
年度 (平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
電気使用量 (kWh)	908,622	875,127	848,426	840,511	823,859	624,857	567,560	581,997
平成13年度を100とした場合の割合 (%)	100	96.3	93.4	92.5	90.7	68.8	62.5	64.1
年度 (平成)	21	22	23	24	25	26	27	
電気使用量 (kWh)	579,552	573,883	418,557	483,820	509,123	525,246	524,593	
平成13年度を100とした場合の割合 (%)	63.8	63.2	46.1	53.2	56.0	57.8	57.7	



<事務所の単位面積当たり電気使用量> (原子力規制委員会を除く環境省全体)

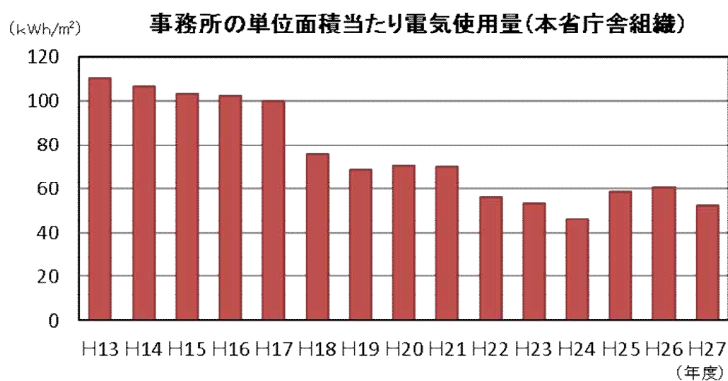
年度 (平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
事務所の単位面積当たり電気使用量 (kWh/m ²)	137.4	126.9	116.2	122.1	85.8	94.8	89.7	86.5
平成13年度を100とした場合の割合 (%)	100	92.4	84.6	88.9	62.4	69.0	65.3	63.0
年度 (平成)	21	22	23	24	25	26	27	
事務所の単位面積当たり電気使用量 (kWh/m ²)	99.1	99.7	101.5	100.4 [88.7]	96.0 [118.5]	83.2 [129.9]	71.0 [130.5]	
平成13年度を100とした場合の割合 (%)	72.1	72.6	73.9	73.1	69.9	60.6	51.7	

※ [] 内は原子力規制委員会の値 (外数)



＜事務所の単位面積当たり電気使用量＞（本省庁舎組織）

年度（平成）	13	14	15	16	17	18	19	20
事務所の単位面積当たり電気使用量(kWh/m ²)	110.3	106.2	103.0	102.0	100.0	75.8	68.9	70.4
平成13年度を100とした場合の割合(%)	100	96.3	93.4	92.5	90.7	68.7	62.5	63.8
年度（平成）	21	22	23	24	25	26	27	
事務所の単位面積当たり電気使用量(kWh/m ²)	70.3	56.3	53.5	46.5	58.3	60.2	52.5	
平成13年度を100とした場合の割合(%)	63.7	51.0	48.5	42.2	52.9	54.6	47.6	



- 原子力規制委員会を除く環境省全体を対象とした平成27年度の事務所の単位面積当たり電気使用量は、平成26年度に比べると減少し、平成13年度比でも51.7%であり、平成27年度時点の政府実行計画における「事務所の単位面積当たりの電気使用量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で概ね90%以下にする」という目標と同等以上の数値を達成しています。
- 本省庁舎組織を対象とした平成27年度の電気使用量は、平成26年度に比べると減少し、平成13年度比では57.7%であり、環境マネジメントシステムで掲げている「電気使用量を平成13年度比で60%以下とする」という目標を達成しています。

【電気使用量の削減に向けた取組】

- 環境省実施計画においては、
 - ・ O A機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理、発熱の大きいO A機器類の配置の工夫等、エネルギー使用量抑制対策を講じる。
 - ・ 夏季における執務室は、適切な冷房温度の下で快適に過ごせるよう「クールビズ」を励行し、暑さをしのぎやすい軽装の実施などによって冷房時の室温原則 28℃を徹底することとする。また、冬季における執務室は、適切な暖房温度の下で快適に過ごせるよう「ウォームビズ」を励行し、快適に過ごせるよう適切な服装や膝掛けなどの小物を活用する工夫などによって暖房時の室温原則 19℃を徹底することとする。
 - ・ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止など、冷暖房効果が上がる方策を徹底する。等の取組を進めることとしています。

- グリーン購入法基本方針において、O A機器、家電製品等について、電気使用量の削減に関する観点から調達に係る判断の基準が定められています。環境省では、これらの物品等について、環境省調達方針に基づき適切に調達を行うことで、電気使用量の削減に向けた取組を進めます。

- 環境マネジメントシステムの「平成 26 年度、27 年度目的、目標及び実施計画」においても、「O A機器の節電を励行する」こと、「電灯・電気機器の節電を励行する」こと、「地球温暖化対策推進のため、クールビズ、ウォームビズの徹底、冷暖房運転の調整等により冷暖房温度を適切に設定する」ことについて掲げています。

- 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、電気使用量の削減を進めてまいります。

(2) 公用車の燃料使用量

【目標】

- 公用車の燃料使用量については、平成 27 年度時点の政府実行計画において、「平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均概ね 85%以下とする」ことが、目標として掲げられていました。当面の地球温暖化対策に関する方針において、平成 25 年度以降は、新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、政府実行計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することとしています。
- 本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成 26 年度、27 年度目的、目標及び実施計画」において、「公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量を削減する」ことを掲げ、その具体的目標として、「公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量を平成 25 年度実績値以下とする」ことを掲げています。

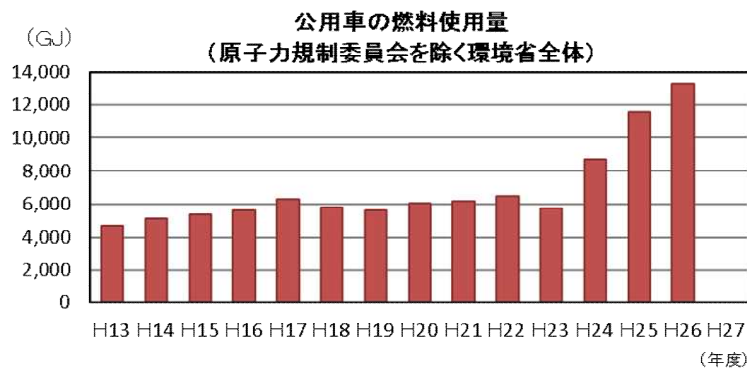
【実績】

- 過去の公用車の燃料使用量は、以下のとおりです。

<公用車の燃料使用量> (原子力規制委員会を除く環境省全体)

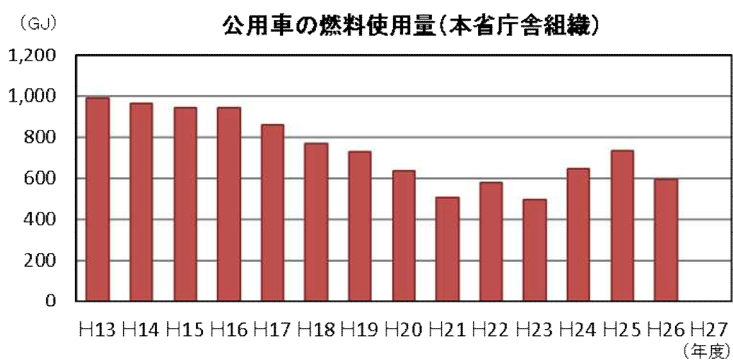
年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
公用車の燃料使用量(GJ)	4,645	5,086	5,366	5,600	6,278	5,777	5,617	6,024
平成13年度を100とした場合の割合(%)	100	109.5	115.5	120.6	135.2	124.4	120.9	129.7
年度(平成)	21	22	23	24	25	26	27	
公用車の燃料使用量(GJ)	6,132	6,503	5,721	8,732 [240]	11,566 [684]	13,324 [690]	計数確認中	
平成13年度を100とした場合の割合(%)	132.0	140.0	123.2	188.0	249.0	286.8	計数確認中	

※ [] 内は原子力規制委員会の値(外数)



＜公用車の燃料使用量＞（本省庁舎組織）

年度（平成）	13	14	15	16	17	18	19	20
公用車の燃料使用量（GJ）	987	963	941	944	857	766	727	633
平成13年度を100とした場合の割合（％）	134.7	131.4	128.4	128.8	116.9	104.5	99.2	86.4
年度（平成）	21	22	23	24	25	26	27	
公用車の燃料使用量（GJ）	502	577	493	641	733	591	計数確認中	
平成13年度を100とした場合の割合（％）	68.5	78.7	67.3	87.4	100	80.6	計数確認中	



- 本省庁舎組織において保有する一般公用車 22 台のうち、電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車を除く 16 台については、E3（バイオエタノール3%混合ガソリン）を燃料として使用しています。

【公用車の燃料使用量の削減に向けた取組】

- 環境省実施計画においては、「公用車等の効率的利用等」に係る取組として、
 - ・ 車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行い、待機時のエンジン停止の励行、急発進、急加速の中止等の環境に配慮した運転（エコドライブ）を行う。
 - ・ アイドリングストップ車の導入については、低公害車で公用車の規模等に条件が合う車種が販売された場合、導入する。
 - ・ 有料道路を利用する公用車へのETC車載器の搭載を本省においては完了したことに引き続き、地方環境事務所等の車両にも必要に応じて搭載する。
 - ・ 霞が関地域において、毎月第一月曜日は、（中略）公用車の使用を終日自粛するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。
- 等の取組を進めることとしています。

また、「公用車の台数の見直し」に係る取組として、「使用実態を精査し、公用車の共有化により台数の見直しを行い、その削減を図る」ことを掲げています。

このほか、自転車の活用についても掲げています。

- グリーン購入法基本方針において、自動車は排出ガス及び燃費基準値について一定の基準を満たすように判断の基準が定められています。環境省では、環境省調達方針に基づき、これらの自動車について適切に調達を行ってまいります。

また、環境配慮契約法基本方針において、価格のみならず燃費を総合的に評価する総合評価落札方式による自動車の調達を行うことが定められており、環境省では、これに従った調達を行っています。これらの取組は公用車使用燃料の削減にも繋がります。（（５）グリーン購入・調達状況 自動車等（自動車） 参照）

- 環境マネジメントシステムの「平成 26 年度、27 年度目的、目標及び実施計画」においても、「公用車による二酸化炭素排出抑制の効果をより一層高める」ことを掲げています。
- 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、公用車の燃料使用量の削減を進めてまいります。

(3) 用紙使用量

【目標】

- 用紙使用量については、平成 27 年度時点の政府実行計画において、「平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で増加させない」ことが、目標として掲げられていました。当面の地球温暖化対策に関する方針において、平成 25 年度以降は、新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、政府実行計画に掲げられたものと同以上の取組を推進することとしています。
- 本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成 26 年度、27 年度目的、目標及び実施計画」において、「用紙類の使用を節減し、使用量を削減する」ことを掲げ、その具体的目標として、「平成 27 年度までの各年度の使用量を平成 25 年度に比べて、95%以下とする」ことを掲げています。

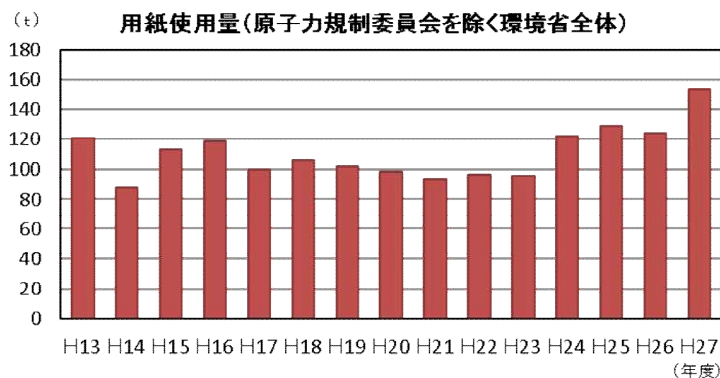
【実績】

- 過去の用紙使用量は、以下のとおりです。

<用紙使用量> (原子力規制委員会を除く環境省全体)

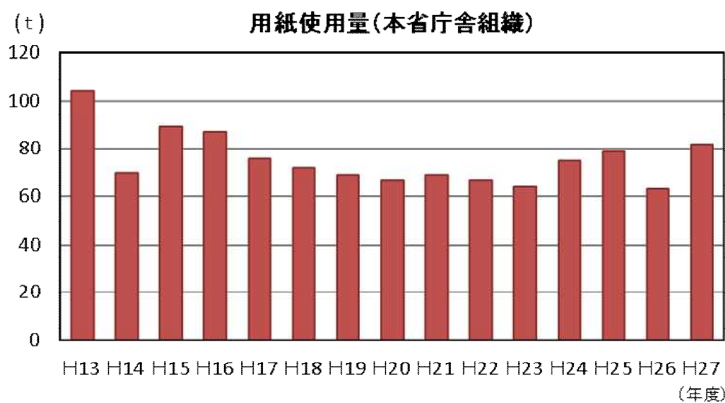
年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
用紙使用量(t)	121	88	113	119	100	106	102	99
年度(平成)	21	22	23	24	25	26	27	
用紙使用量(t)	93	97	96	122 [51]	129 [57]	124 [58]	154 [78]	

※ [] 内は原子力規制委員会の値(外数)



<用紙使用量> (本省庁舎組織)

年度 (平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
用紙使用量 (t)	104	70	89	87	76	72	69	67
平成 25 年度を 100 とした場合の割合 (%)	131.6	88.6	112.7	110.1	96.2	91.1	87.3	84.8
年度 (平成)	21	22	23	24	25	26	27	
用紙使用量 (t)	69	67	64	75	79	63	82	
平成 25 年度を 100 とした場合の割合 (%)	87.3	84.8	81.0	94.9	100	79.7	103.8	



- 原子力規制委員会を除く環境省全体を対象とした平成27年度の用紙使用量は154 tで平成13年度の121 tから増加しており、平成27年度時点の政府実行計画における「平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で増加させない」という目標と同等以上の数値を達成しなかったため、今後はより一層の努力が必要な状況となっています。
- 本省庁舎組織を対象とした平成27年度の用紙使用量は82 tで平成25年度比では103.8%であり、環境マネジメントシステムで掲げている「平成27年度までの各年度の使用量を平成25年度に比べて、95%以下とする」という目標を達成しなかったため、今後はより一層の努力が必要な状況となっています。

【用紙使用量削減に向けた取組】

- 環境省実施計画においては、
 - ・ コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、本省では部局単位で、地方環境事務所等では事務所等单位で把握管理し、削減を図る。
 - ・ 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
 - ・ 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
 - ・ 両面印刷・両面コピーの徹底を図るとともに、可能な場合は集約印刷も利用する。等の取組を進めることとしています。

- 環境マネジメントシステムの「平成 26 年度、27 年度目的、目標及び実施計画」において、用紙類の使用量の削減については
 - ・ 資料作成に当たっては極力簡潔なものとする。
 - ・ 印刷やコピー枚数は必要最小限とする。
 - ・ コピーは両面コピーとする。
 - ・ ミスコピー等により不要となった片面コピーの用紙類は、その裏面を文書校正用裏紙、メモ用紙、ファックス送信状等に再利用する。
 - ・ 用紙類の使用に当たっては、各課室別コピー用紙（A4）使用枠の適切な設定等により、計画的・効率的な使用を図る。等を掲げています。

- 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、用紙使用量の削減を進めてまいります。

(4) 上水使用量

【目標】

- 上水使用量については、平成 27 年度時点の政府実行計画において、「事務所の単位面積当たりの上水使用量を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で 90%以下にする」ことが、目標として掲げられていました。当面の地球温暖化対策に関する方針において、平成 25 年度以降は、新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、政府実行計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することとしています。
- また、本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成 26 年度、27 年度目的、目標及び実施計画」において、「上水使用の節減を励行し、環境省の上水使用量（中央合同庁舎第 5 号館内の当省専有面積による比例按分量）を、平成 25 年度実績値以下とする」ことを掲げています。

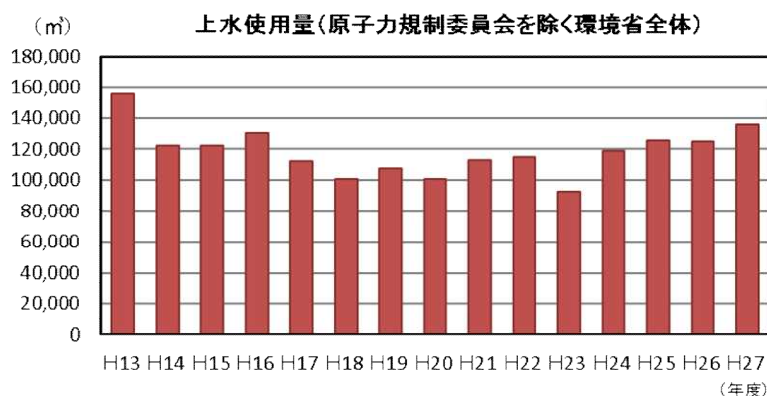
【実績】

- 過去の上水使用量は、以下のとおりです。
 (注) 上水使用量については、一部を除き、床面積割合による按分方式で算出しています。
 例：中央合同庁舎 5 号館全体の使用量を、環境省の占める床面積割合で按分し算出

<上水使用量>（原子力規制委員会を除く環境省全体）

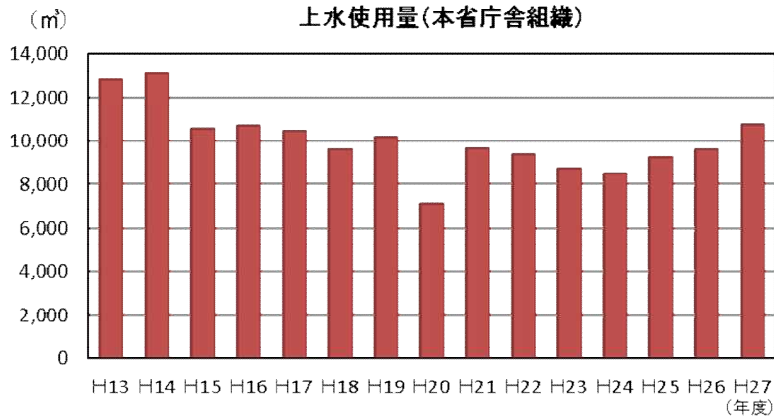
年度（平成）	13	14	15	16	17	18	19	20
上水使用量(m ³)	156,175	122,475	122,403	130,692	112,348	100,620	107,571	100,673
平成 13 年度を 100 とした場合の割合 (%)	100	78.4	78.4	83.7	71.9	64.4	68.9	64.5
年度（平成）	21	22	23	24	25	26	27	
上水使用量(m ³)	112,717	115,231	92,139	118,784 [2,083]	125,316 [1,816]	125,157 [1,852]	136,250 [19,230]	
平成 13 年度を 100 とした場合の割合 (%)	72.2	73.8	59.0	76.1	80.2	80.1	87.2	

※ [] は原子力規制委員会の数値（外数）であり、平成 27 年度は、トイレ等の共益費実績を含む。



<上水使用量> (本省庁舎組織)

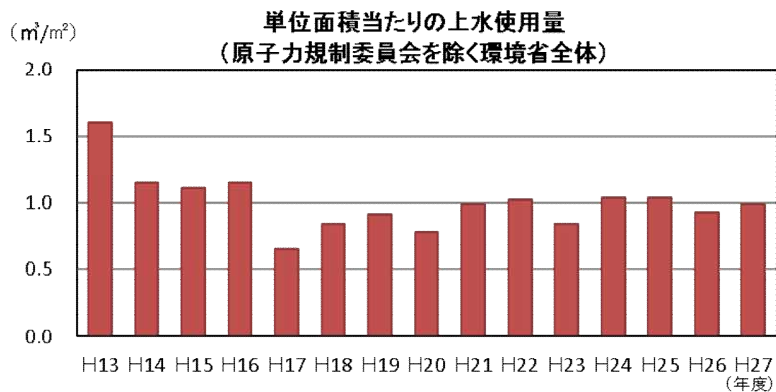
年度 (平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
上水使用量 (m ³)	12,849	13,109	10,586	10,694	10,462	9,628	10,198	7,115
年度 (平成)	21	22	23	24	25	26	27	
上水使用量 (m ³)	9,662	9,374	8,710	8,509	9,244	9,612	10,741	



<単位面積当たりの上水使用量> (原子力規制委員会を除く環境省全体)

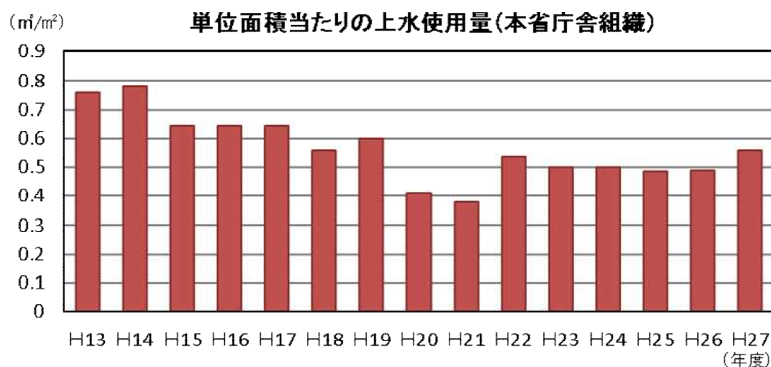
年度 (平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)	1.60	1.15	1.11	1.15	0.65	0.84	0.91	0.78
平成13年度を100とした場合の割合 (%)	100	71.9	69.4	71.9	40.6	52.5	56.9	48.8
年度 (平成)	21	22	23	24	25	26	27	
単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)	0.99	1.02	0.84	1.04 [0.23]	1.04 [0.13]	0.92 [0.13]	1.00 [0.82]	
平成13年度を100とした場合の割合 (%)	61.9	63.8	52.5	65.0	65.0	57.5	62.5	

※ [] 内は原子力規制委員会の数値 (外数)



<単位面積当たりの上水使用量> (本省庁舎組織)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
単位面積当たりの上水使用量(m ³ /m ²)	0.76	0.78	0.64	0.64	0.64	0.56	0.60	0.41
年度(平成)	21	22	23	24	25	26	27	
単位面積当たりの上水使用量(m ³ /m ²)	0.38	0.54	0.50	0.50	0.49	0.49	0.56	



- 原子力規制委員会を除く環境省全体を対象とした平成 27 年度の単位面積当たりの上水使用量は、平成 13 年度比で 62.5%であり、平成 27 年度時点の政府実行計画における「事務所の単位面積当たりの上水使用量を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で 90%以下にする」という目標と同等以上の数値を達成しています。
- 本省庁舎組織を対象とした平成 27 年度の上水使用量は 10,741 m³で平成 26 年度の 9,612 m³を上回っており、環境マネジメントシステムで掲げている「上水使用の節減を励行し、環境省の上水使用量(中央合同庁舎第 5 号館内の当省専有面積による比例按分量)を、平成 25 年度実績値以下とする」という目標を達成しなかったため、今後はより一層の努力が必要な状況となっています。

【上水使用量削減に向けた取組】

- 環境省実施計画においては、
 - ・ 家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄用水の節水を進める。
 - ・ 必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。
 - ・ 水栓には、必要に応じて節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。
 - ・ 水漏れの点検を徹底する。
 - ・ 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図る。等の取組を進めることとしています。

- 環境マネジメントシステムの「平成 26 年度、27 年度目的、目標及び実施計画」において、上水使用の節減については、
 - ・ 執務室内の張り紙等により、上水使用の節減を励行する。
 - ・ 給湯室に張り紙を行い、上水使用の節減を励行するとともに、環境省の上水使用量を把握する。
 - ・ 上水使用量の節減状況を把握し、状況に応じ節減に向けた取組を図る。等を掲げています。

- 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、更なる上水使用量の削減を進めてまいります。

(5) グリーン購入・調達状況

総論

- グリーン購入については、グリーン購入法第6条第1項の規定に基づき、国等が環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、グリーン購入法基本方針が定められています。平成27年度のグリーン購入法基本方針では、紙類、文具類、オフィス家具等、画像機器類、電子計算機類、オフィス機器等、携帯電話、家電製品、エアコンディショナー等、温水器等、照明、自動車等、消化器、制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋、その他繊維製品、設備、災害備蓄用品、公共工事及び役務の21の分野について、それぞれ特定調達品目及びその判断基準等が定められています。

環境省では、グリーン購入法基本方針に即して、毎年度、環境省調達方針を作成し、環境物品等の調達目標等を定め、調達を進めています。

- 環境配慮契約法第5条第1項の規定に基づき、国等が環境配慮契約の推進を図るため、環境配慮契約法基本方針が定められています。平成27年度の環境配慮契約法基本方針では、電力供給、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達に関する契約が、温室効果ガス等の排出の削減に重点的に配慮すべき契約として定められています。

環境省では、環境配慮契約法基本方針に従った契約をしています。

- 環境省においては、グリーン購入法に基づき、毎年度、環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表しています

(平成27年度の実績については、

<http://www.env.go.jp/press/101150.html>)。

また、環境配慮契約法に基づき、毎年度、環境配慮契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表しています

(平成27年度の実績については、

<http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/co2sakugen.html>)。

- なお、本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成26年度、27年度目的、目標及び実施計画」において「グリーン購入を実施する」ことが掲げられている。

※ 以下では、平成 27 年度のグリーン購入法基本方針で定められた特定調達品目 21 分野のうち、特に、環境マネジメントシステムの「平成 26 年度、27 年度目的、目標及び実施計画」において目的が設定されている以下の分野について、具体的に取り上げることとします。

- ・ 自動車等（自動車）

目的 1

通常の行政事務に供する公用車への低公害車の導入を図り、一般公用車については、低公害車とする。

- ・ 家電製品（電気冷蔵庫等）

目的 4

フロン系冷媒の排出抑制を進める。（目標 フロン系冷媒の回収・破壊や非フロン系冷蔵庫の購入・使用を徹底する。）

- ・ 紙類

目的12

再生紙の使用を進める。

自動車等（自動車）

【目標】

- 平成 27 年度のグリーン購入法基本方針において、自動車については、新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しい環境負荷の低減を実現した自動車であって、①電気自動車、②天然ガス自動車、③ハイブリッド自動車、④プラグインハイブリッド自動車、⑤燃料電池自動車、⑥水素自動車、⑦クリーンディーゼル自動車、排出ガス及び燃費基準値について一定の基準を満たした⑧ガソリン自動車、⑨ディーゼル自動車及び⑩LPガス自動車であることが、特定調達物品等の判断の基準とされています。
- 平成 27 年度の環境省調達方針において、一般公用車については「平成 27 年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は 100%とする」、一般公用車以外については「平成 27 年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は 100%とする」としています。
- また、本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成 26 年度、27 年度目的、目標及び実施計画」において、「通常の行政事務に供する公用車への低公害車の導入を図り、一般公用車については、低公害車とする」ことを掲げ、その具体的目標として、「一般公用車の低公害車比率 100%を維持する」ことを掲げています。

【実績】

○ 平成 27 年度の一般公用車及び一般公用車以外の調達は、以下のとおりです。

＜一般公用車の調達実績＞（原子力規制委員会を除く環境省全体）

品 目		総調達量（台）	うち、特定調達物品等の調達量（台）	特定調達物品等の調達率（％）
電気自動車	購入	計数確認中	計数確認中	—
	以外新規	計数確認中	計数確認中	
	以外継続	計数確認中	計数確認中	
ハイブリッド自動車	購入	計数確認中 [4]	計数確認中 [4]	— [100]
	以外新規	計数確認中	計数確認中	
	以外継続	計数確認中	計数確認中	
燃料電池自動車	購入	計数確認中	計数確認中	—
	以外新規	計数確認中	計数確認中	
	以外継続	計数確認中	計数確認中	
平成 17 年排出ガス基準 75%低減かつ低燃費車	購入	計数確認中	計数確認中	—
	以外新規	計数確認中	計数確認中	
	以外継続	計数確認中	計数確認中	
その他	購入	計数確認中	計数確認中	—
	以外新規	計数確認中	計数確認中	
	以外継続	計数確認中	計数確認中	

※ [] 内は原子力規制委員会の値（外数）。

＜一般公用車の調達実績＞（本省庁舎組織）

品 目		総調達量（台）	うち、特定調達物品等の調達量（台）	特定調達物品等の調達率（％）
電気自動車	購入	0	0	100
	以外新規	0	0	
	以外継続	1	1	
ハイブリッド自動車	購入	1	1	100
	以外新規	2	2	
	以外継続	0	0	
燃料電池自動車	購入	0	0	100
	以外新規	2	2	
	以外継続	1	1	
平成 17 年排出ガス基準 75%低減かつ低燃費車	購入	0	0	-
	以外新規	0	0	
	以外継続	0	0	
その他	購入	0	0	100
	以外新規	0	0	
	以外継続	1	1	

<一般公用車以外の自動車の調達実績>（原子力規制委員会を除く環境省全体）

品目		総調達量（台）	うち、特定調達物品等の調達量（台）	特定調達物品等の調達率（％）
電気自動車	購入	計数確認中	計数確認中	-
	以外新規	計数確認中	計数確認中	
	以外継続	計数確認中	計数確認中	
ハイブリッド自動車	購入	計数確認中	計数確認中	-
	以外新規	計数確認中	計数確認中	
	以外継続	計数確認中	計数確認中	
燃料電池自動車	購入	計数確認中	計数確認中	-
	以外新規	計数確認中	計数確認中	
	以外継続	計数確認中	計数確認中	
平成17年排出ガス基準75%低減かつ低燃費車	購入	計数確認中 [8]	計数確認中 [8]	[100]
	以外新規	計数確認中	計数確認中	
	以外継続	計数確認中	計数確認中	
その他	購入	計数確認中	計数確認中	-
	以外新規	計数確認中	計数確認中	
	以外継続	計数確認中	計数確認中	

※ [] 内は原子力規制委員会の値（外数）。

<一般公用車以外の自動車の調達実績>（本省庁舎組織）

平成27年度において本省庁舎組織では一般公用車以外の自動車の調達実績はありません。

- 平成27年度の自動車の調達実績については、全ての品目で特定調達物品等の調達率は100%を達成しています。
- 本省庁舎組織において保有する一般公用車については、22台全てが低公害車です。

【特定調達物品等の調達に向けた取組】

- 環境省においては、引き続き特定調達物品等の調達率100%を達成するよう努めるとともに、本省庁舎組織における一般公用車の低公害車比率100%を維持するよう、適切に調達を行ってまいります。

家電製品（電気冷蔵庫等）

【目標】

- 平成 27 年度のグリーン購入法基本方針において、電気冷蔵庫等については、エネルギー消費効率、オゾン層破壊物質等に関する一定の要件を満たすことが、特定調達物品等の判断の基準とされています。
- 平成 27 年度の環境省調達方針において、電気冷蔵庫等については、「平成 27 年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は 100%とする」としています。
- また、本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成 26 年度、27 年度目的、目標及び実施計画」において、「フロン系冷媒の排出抑制を進める」ことを掲げ、その具体的目標として、「フロン系冷媒の回収・破壊や非フロン系冷蔵庫の購入・使用を徹底する」ことを掲げています。

【実績】

- 平成 27 年度の電気冷蔵庫等の調達は、以下のとおりです。

<電気冷蔵庫等の調達実績>（原子力規制委員会を除く環境省全体）

品 目		総調達量（台）	うち、特定調達物品等の 調達量（台）	特定調達物品等の 調達率（%）
電気冷蔵庫 冷凍庫 冷凍冷蔵庫	購入	計数確認中 [8]	計数確認中 [8]	- [100]
	以外新規	計数確認中	計数確認中	-
	以外継続	計数確認中	計数確認中	-

※ [] 内は原子力規制委員会の値（外数）。

<電気冷蔵庫等の調達実績>（本省庁舎組織）

品 目		総調達量（台）	うち、特定調達物品等の 調達量（台）	特定調達物品等の 調達率（%）
電気冷蔵庫 冷凍庫 冷凍冷蔵庫	購入	4	4	100
	以外新規	0	0	-
	以外継続	0	0	-

- 平成 27 年度の電気冷蔵庫等の調達実績については、特定調達物品等の調達率は 100%を達成しています。

【特定調達物品等の調達に向けた取組】

- 環境省においては、引き続き、特定調達物品等の調達率 100%を達成するとともに、本省庁舎組織における電気冷蔵庫等の廃棄に当たり、フロン系冷媒の回収・破壊を徹底してまいります。

紙類

【目標】

- 平成 27 年度のグリーン購入法基本方針においては、紙類については、情報用紙（コピー用紙等）、印刷用紙及び衛生用紙（トイレトペーパー等）に区分されており、コピー用紙及び印刷用紙については総合評価値（古紙パルプや間伐材、森林認証材等の環境に配慮された材料の利用割合等を数値化したもの）が 80 以上であること、衛生用紙については古紙パルプ配合率 100%であること、その他の紙類については古紙パルプ配合率 70%以上であること等が特定調達物品等の判断の基準とされています。
- 平成 27 年度の環境省調達方針において、紙類については、「調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする」としています。
- また、本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成 26 年度、27 年度目的、目標及び実施計画」において、「再生紙の使用を進める」ことを掲げ、その具体的目標として、「コピー用紙については、古紙パルプ配合率 100%のものを使用する」ことを掲げています。

【実績】

- 平成 27 年度の紙類の調達は、以下のとおりです。

<紙類の調達実績>（原子力規制委員会を除く環境省全体）

品目	総調達量 (kg)	総調達量のうち、特定調達物品等の調達量 (kg)	特定調達物品等の調達率 (%)
コピー用紙	計数確認中 [77,000]	計数確認中 [77,000]	- [100]
フォーム用紙	計数確認中	計数確認中	-
インクジェットカラープリンター用塗工紙	計数確認中	計数確認中	-
塗工されていない印刷用紙	計数確認中	計数確認中	-
塗工されている印刷用紙	計数確認中	計数確認中	-
トイレトペーパー	計数確認中	計数確認中	-
ティッシュペーパー	計数確認中	計数確認中	-

※ [] 内は原子力規制委員会の値（外数）

＜紙類の調達実績＞（本省庁舎組織）

品目	総調達量 (kg)	総調達量のうち、 特定調達物品等の 調達量 (kg)	特定調達物品等の 調達率 (%)
コピー用紙	計数確認中	計数確認中	-
フォーム用紙	計数確認中	計数確認中	-
インクジェットカラー プリンター用塗工紙	計数確認中	計数確認中	-
塗工されていない 印刷用紙	計数確認中	計数確認中	-
塗工されている 印刷用紙	計数確認中	計数確認中	-
トイレトペーパー	計数確認中	計数確認中	-
ティッシュペーパー	計数確認中	計数確認中	-

【特定調達物品等の調達に向けた取組】

- 平成 27 年度の環境省調達方針において、平成 27 年度に調達を実施する品目については、特定調達物品等の調達目標を 100%とすることを盛り込んでいます。

2. 循環利用・アウトプット

(1) 温室効果ガス排出量

【目標】

- 温室効果ガス排出量については、平成 27 年度時点の政府実行計画において、「平成 13 年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの平成 22 年度から平成 24 年度までの総排出量の平均を 8%削減する」ことが、目標として掲げられていました。当面の地球温暖化対策に関する方針において、平成 25 年度以降は、新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、政府実行計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進することとしています。

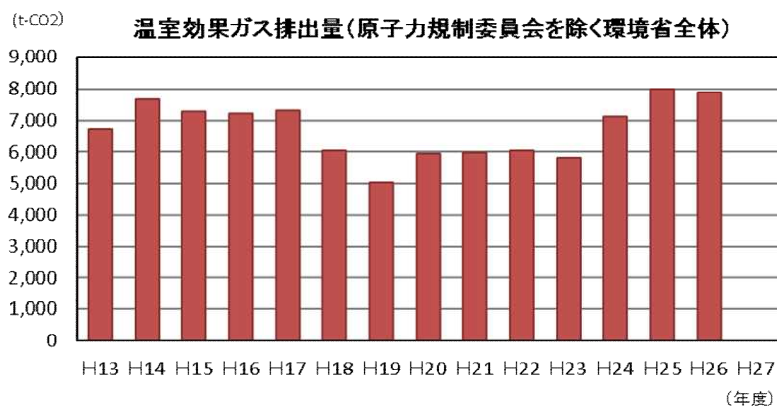
【実績】

- 過去の環境省の温室効果ガス排出量は、以下のとおりです。

<温室効果ガス排出量> (原子力規制委員会を除く環境省全体)

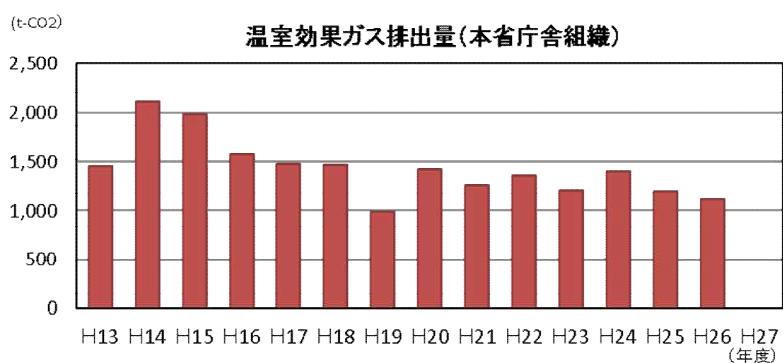
年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	6,695	7,659	7,275	7,221	7,332	6,043	5,055	6,006
平成13年度を100とした場合の割合(%)	100	114.4	108.7	107.9	109.5	90.3	75.5	89.7
年度(平成)	21	22	23	24	25	26	27	
温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	5,993	6,064	5,827	7,120 [431]	7,997 [1,021]	7,890 [1,569]	計数確認中	
平成13年度を100とした場合の割合(%)	89.5	90.6	87.0	106.3	119.4	117.8	計数確認中	

※ [] 内は原子力規制委員会の値(外数)



＜温室効果ガス排出量＞（本省庁舎組織）

年度（平成）	13	14	15	16	17	18	19	20
温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ）	1,452	2,118	1,986	1,581	1,474	1,468	992	1,432
平成13年度を100とした場合の割合（%）	100	145.9	136.8	108.9	101.5	101.1	68.3	98.6
年度（平成）	21	22	23	24	25	26	27	
温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ）	1,261	1,361	1,210	1,399	1,199	1,120	計数確認中	
平成13年度を100とした場合の割合（%）	86.6	93.7	83.3	96.3	82.6	77.1	計数確認中	



- 温室効果ガス排出量は、電気使用量、公用車の燃料使用量等を換算して算出しています。

【温室効果ガス排出量削減に向けた取組】

- 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組は、環境省実施計画で具体的かつ詳細に多数掲げており、そこには、**1. インプット**において記した取組の多くも含まれますが、ここでは、環境省実施計画に、達成すべき目標として掲げられた項目を列記します。

《環境省実施計画》

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

- (1) 低公害車の導入
- (2) 自動車の効率的利用
- (3) 自転車の活用
- (4) エネルギー消費効率の高い機器の導入
- (5) 用紙類の使用量の削減
- (6) 再生紙などの再生品や木材の活用
- (7) ハイドロフルオロカーボン（HFC）の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等
- (8) その他

4. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

- (1) 建築物の建築における省エネルギー対策の徹底
- (2) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底
- (3) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択
- (4) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入
- (5) 冷暖房の適正な温度管理
- (6) 新エネルギーの有効利用
- (7) 水の有効利用
- (8) 太陽光発電の導入及び建物の緑化に関する整備計画
- (9) その他

5. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

- (1) エネルギー使用量の抑制
- (2) ゴミの分別
- (3) 廃棄物の減量
- (4) 森林の整備・保全の推進
- (5) 環境省主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

6. 職員に対する研修等

- (1) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供
- (2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励
- (3) その他

- 環境マネジメントシステムの「平成 26 年度、27 年度目的、目標及び実施計画」におい

ては、温室効果ガス排出量削減に資する取組として、例えば、以下のようなものを掲げています。

- ・ 目的1 通常の行政事務に供する公用車への低公害車の導入を図り、一般公用車については、低公害車とする。
- ・ 目的2 事務所の単位面積当たりの電気使用量を削減する。
- ・ 目的3 地球温暖化対策推進のため、クールビズ、ウォームビズの徹底、冷暖房運転の調整等により冷暖房温度を適切に設定する。
- ・ 目的4 フロン系冷媒の排出抑制を進める。
- ・ 目的5 公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量を削減する。
- ・ 目的6 超過勤務の削減等により、タクシーの使用量を削減し、環境への負荷を削減する。
- ・ 目的7 上水使用の節減を励行する。
- ・ 目的8 省内における廃棄物の発生抑制のため、リデュース、リユース及びリサイクルを推進する。
- ・ 目的9 用紙類の使用を節減し、使用量を削減する。
- ・ 目的11 グリーン購入を実施する。
- ・ 目的12 再生紙の使用を進める。
- ・ 目的13 環境に配慮した契約を推進する。

○ なお、グリーン購入についても、グリーン購入法基本方針に、環境物品等の調達推進の背景及び意義の1つとして、当面の地球温暖化対策に関する方針に基づき、国等は従来と同等以上に環境物品等を率先して調達する必要がある旨の記述があります。環境省では、グリーン購入法基本方針に即して適切に環境省調達方針を作成し、環境省調達方針に従って適切に調達を行うことで、温室効果ガス排出量削減に向けた取組を進めます。

○ 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、更なる温室効果ガス排出量の削減を進めてまいります。

(2) 廃棄物排出量

【目標】

- 廃棄物排出量については、平成 27 年度時点の政府実行計画において、「事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で概ね 75%以下にする」とこと及び「廃棄物中の可燃ゴミの量を同期間に概ね 60%以下とする」ことが、目標として掲げられていました。当面の地球温暖化対策に関する方針において、平成 25 年度以降は、新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、政府実行計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することとしています。
- 本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成 26 年度、27 年度目的、目標及び実施計画」において、「廃棄物総量につき、平成 25 年度比で概ね 95%以下とする」とこと、及び「可燃ゴミ排出量につき、平成 25 年度比で概ね 95%以下とする」とことを掲げています。

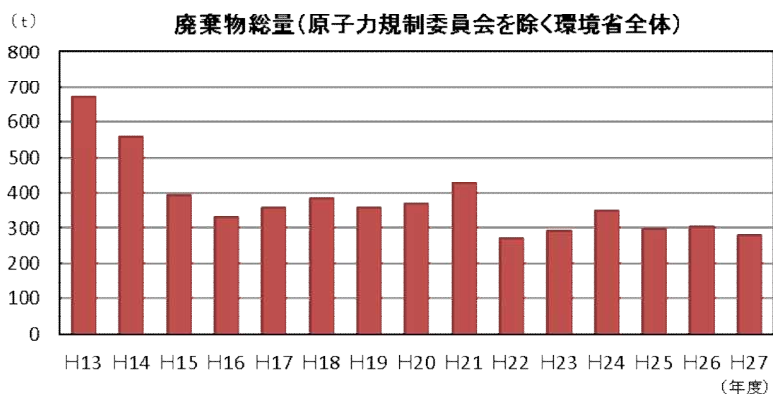
【実績】

- 過去の環境省の廃棄物総量及び可燃ゴミ排出量は、以下のとおりです。

<廃棄物総量>（原子力規制委員会を除く環境省全体）

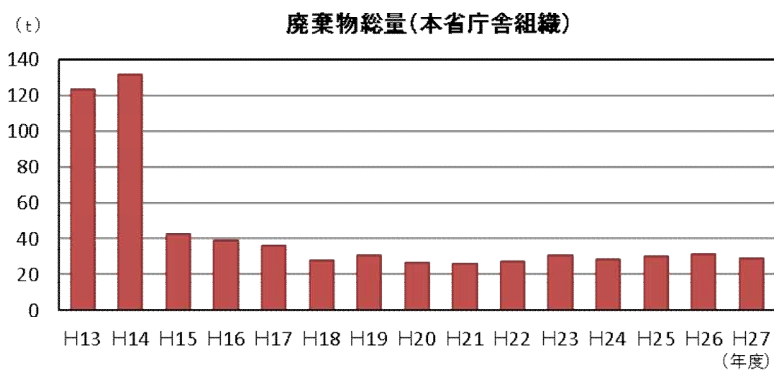
年度（平成）	13	14	15	16	17	18	19	20
廃棄物総量（t）	673	560	393	331	360	385	358	370
平成 13 年度を 100 とした場合の割合（%）	100	83.2	58.4	49.2	53.5	57.2	53.2	55.0
年度（平成）	21	22	23	24	25	26	27	
廃棄物総量（t）	429	271	291	350 [8]	298 [24]	304 [31]	281 [47]	
平成 13 年度を 100 とした場合の割合（%）	63.7	40.3	43.2	52.0	44.3	45.2	41.8	

※ [] 内は原子力規制委員会の値（外数）



＜廃棄物総量＞（本省庁舎組織）

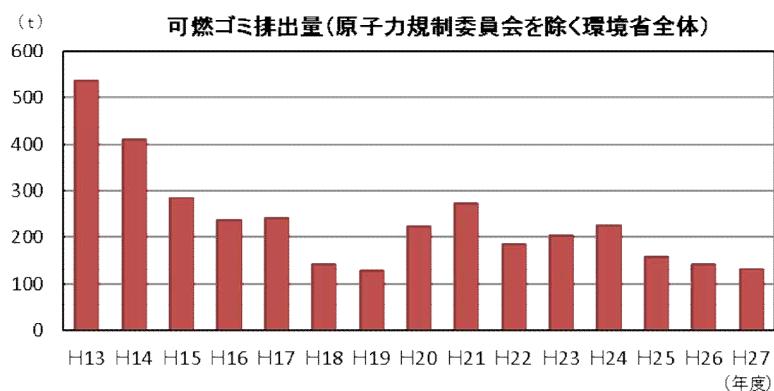
年度（平成）	13	14	15	16	17	18	19	20
廃棄物総量（t）	123.5	132.0	42.6	39.3	36.3	27.9	30.3	26.5
平成 25 年度を 100 とした場合の割合（%）	411.7	440.0	142.0	131.0	121.0	93.0	101.0	88.3
年度（平成）	21	22	23	24	25	26	27	
廃棄物総量（t）	25.9	27.2	30.3	28.0	30.0	31.0	29.0	
平成 25 年度を 100 とした場合の割合（%）	86.3	90.7	101.0	93.3	100	103.3	96.7	



＜可燃ゴミ排出量＞（原子力規制委員会を除く環境省全体）

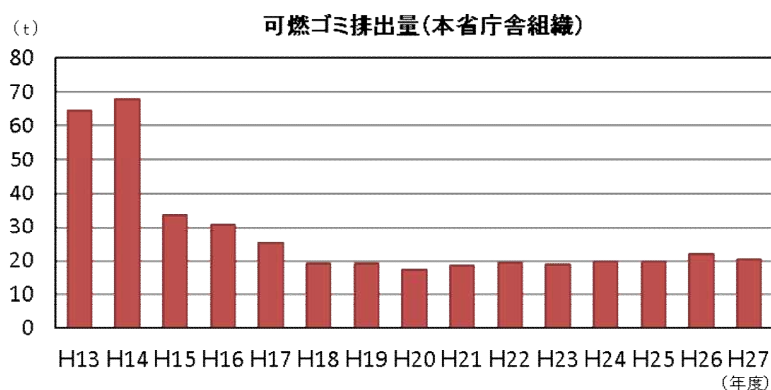
年度（平成）	13	14	15	16	17	18	19	20
可燃ゴミ排出量（t）	538	409	285	236	241	142	127	223
平成 13 年度を 100 とした場合の割合（%）	100	76.0	53.0	43.9	44.8	26.4	23.6	41.4
年度（平成）	21	22	23	24	25	26	27	
可燃ゴミ排出量（t）	272	184	202	226 [7]	159 [18]	142 [21]	133 [21]	
平成 13 年度を 100 とした場合の割合（%）	50.6	34.2	37.5	42.0	29.6	26.4	24.7	

※ [] 内は原子力規制委員会の値（外数）



<可燃ゴミ排出量> (本省庁舎組織)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
可燃ゴミ排出量(t)	64.5	68.0	33.5	30.7	25.4	19.2	19.4	17.2
平成25年度を100とした場合の割合(%)	322.5	340.0	167.5	153.5	127.0	96.0	97.0	86.0
年度(平成)	21	22	23	24	25	26	27	
可燃ゴミ排出量(t)	18.5	19.5	19.0	20	20	22	21	
平成25年度を100とした場合の割合(%)	92.5	97.5	95.0	100.0	100	110.0	105.0	



- 原子力規制委員会を除く環境省全体を対象とした平成27年度の廃棄物総量及び可燃ゴミ排出量は、平成13年度比で、それぞれ41.5%及び24.7%であり、平成27年度時点の政府実行計画における「事務所から排出される廃棄物の量(湿重量)を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で概ね75%以下にする」及び「廃棄物中の可燃ゴミの量を同期間に概ね60%以下とする」という目標と同等以上の数値を達成しています。
- 本省庁舎組織を対象とした平成27年度の廃棄物総量及び可燃ゴミ排出量は、平成26年度比で、それぞれ96.7%及び105.0%であり、環境マネジメントシステムで掲げている「廃棄物総量につき、平成25年度比で概ね95%以下とする」及び「可燃ゴミ排出量につき、平成25年度比で概ね95%以下とする」という目標を達成しなかったため、今後はより一層の努力が必要な状況となっています。

【廃棄物の排出削減に向けた取組】

○ 環境省実施計画においては、

- ・ 容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。
- ・ 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ・ リサイクルルートの確保等を内容とする各庁舎のリサイクル計画を策定するとともに、実施のための責任者を指名する。
- ・ シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- ・ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収を進め、再使用に積極的に推進する。

等の取組を進めることとしています。

○ 環境マネジメントシステムの「平成 26 年度、27 年度目的、目標及び実施計画」において、省内の廃棄物分別の徹底を図るため、

- ・ ゴミの分別マニュアルに従い、用紙類（原則重要書類はエコポストに廃棄）、一般可燃ゴミ、不燃ゴミ、ペットボトル、缶、ビン、紙パック、電池類、段ボールの 9 種類に分別する。
- ・ 分別ボックスを職員が使いやすく、見やすい場所に置く。
- ・ 廃棄物分別の取組状況を把握し、各部局環境管理責任者へ報告し、状況に応じ分別の徹底に向けた取組を図る。

等を掲げています。

また、廃棄物総量の削減を図るため、

- ・ 廃棄物の発生抑制のため、エコバッグ等の使用を徹底し、レジ袋等は辞退する。また、使い捨て商品の購入、使用を避け、リデュース、リユース及びリサイクルに努める。
- ・ 事務用品等において可能なものは再利用、詰め替えて使用する。

等を掲げています。

さらに、可燃ゴミ排出量の削減を図るため、

- ・ 執務室内の張り紙等により可燃ゴミの削減に関する呼び掛けを行う。
- ・ 可燃ゴミ及び不燃ゴミの排出量を把握し、毎月、各部局環境管理責任者へ報告し、状況に応じ削減に向けた取組を図る。

等を掲げています。

○ 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、更なる廃棄物排出量の削減を進めてまいります。

(3) 中水循環量、総排水量

- 本省庁舎組織が置かれている中央合同庁舎5号館においては、排水を全て浄化した上で中水施設に還流し、同庁舎のみならず他の庁舎での中水としての利用に供しています。このため、本省庁舎組織において排水は発生しておらず、特に、排水に関する目標等は設定していません。

なお、中央合同庁舎5号館で、排水を浄化して中水施設に還流している量（中水循環量）は、平成27年度で[計数確認中] m^3 、平成26年度で $57,870m^3$ 、平成25年度で $54,086m^3$ 、平成24年度で $58,459m^3$ 、平成23年度で $51,184m^3$ 、平成22年度で $56,203m^3$ 、平成21年度で $55,887m^3$ 、平成20年度で $57,400m^3$ 、平成19年度で $60,907m^3$ 、平成18年度で $61,229m^3$ です。

- 環境省（中央合同庁舎5号館）においては、今後も引き続き排水を浄化し、中水として適切に循環利用してまいります。

(4) 大気環境への負荷の低減

【目標】

- 大気環境等に係る負荷量そのものに係る定量的データや数値目標はありませんが、大気環境等の負荷の低減に資する取組については、本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成 26 年度、27 年度目的、目標及び実施計画」において、「通常の行政事務に供する公用車への低公害車の導入を図り、一般公用車については、低公害車とする」こと、「公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量を平成 25 年度実績値以下とする」こと及び「超過勤務の削減等により、タクシーの使用量を削減し、環境への負荷を削減する」ことを掲げています。

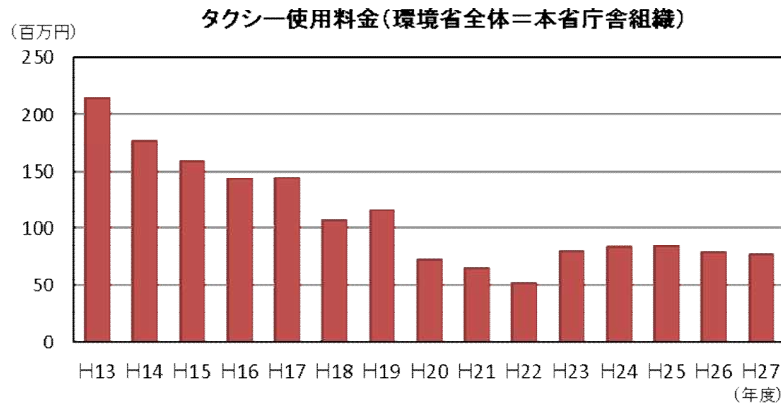
【実績】

- 平成 26 年度においては、本省庁舎組織において保有する一般公用車 22 台について、全てを低公害車としています。また、本省庁舎組織を対象とした公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量について、平成 25 年度比で 82.6%であり、環境マネジメントシステムで掲げている「公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量を平成 25 年度実績値以下とする」という目標を達成しています。
- タクシー使用料金の実績については、以下のとおりです。

<タクシー使用料金> (原子力規制委員会を除く環境省全体＝本省庁舎組織)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
タクシー使用料金(円)	214,941,700	176,824,661	159,043,036	143,391,560	144,105,780	106,911,410	115,675,590	72,260,460
平成 25 年度を 100 とした場合の割合 (%)	255.8	210.4	189.3	170.7	171.5	127.2	137.7	86.0
年度(平成)	21	22	23	24	25	26	27	
タクシー使用料金(円)	64,935,430	52,050,460	79,268,940	82,812,720 [14,889,880]	84,023,430 [28,554,150]	78,905,740 [26,704,180]	76,987,160 [13,825,540]	
平成 25 年度を 100 とした場合の割合 (%)	77.3	61.9	94.3	98.6	100	93.9	91.6	

※ [] 内は原子力規制委員会の値(外数)



- 原子力規制委員会を除く環境省全体を対象とした平成 27 年度のタクシー使用料金は、平成 26 年度と比較すると、2.4%減となっています。（なお、本省庁舎組織以外でのタクシー使用の実績はないため、原子力規制委員会を除く環境省全体の実績が、本省庁舎組織での実績となります。）

【大気環境への負荷の低減に向けた取組】

- 環境マネジメントシステムの「平成 26 年度、27 年度目的、目標及び実施計画」においては、「通常の行政事務に供する公用車への低公害車の導入を図り、一般公用車については、低公害車とする」を掲げています。また、公用車で使用する燃料の削減を図るため、
 - ・ ノーカーデー（毎月第一月曜日）において、原則、公用車等の使用を控える。
 - ・ ノーカーデー以外においても、他官庁訪問、近距離出張における公用車の使用を自粛し、公共交通機関・共用自転車を利用するよう努める。
 - ・ ノーカーデーの徹底につき、張り紙等により周知を図る。
 - ・ 燃料使用量の削減状況を把握し、毎月、各部局環境管理責任者へ報告し、状況に応じ削減に向けた取組を図る。

等を掲げています。

さらに、タクシー使用に伴う環境への負荷低減に係る施策として、

- ・ 定時退庁日（毎週水曜日）及び早期退庁励行日（毎週金曜日）における定時退庁を励行する。具体的には、定時退庁日及び早期退庁励行日における勤務時間外の会議の禁止、国会待機職員等の合理化を図る。
- ・ 20 時の消灯以降は、原則、速やかに退庁する。
- ・ タクシーの使用状況を把握し、毎月、各部局環境管理責任者へ報告し、状況に応じ削減に向けた取組を図る。

等を掲げています。

- グリーン購入法基本方針において、自動車は排出ガス及び燃費基準値について一定の基準を満たすように判断の基準が定められています。環境省では、環境省調達方針に基づき、これらの自動車について適切に調達を行ってまいります。

また、環境配慮契約法基本方針において、価格のみならず燃費を総合的に評価する総合評価落札方式による自動車の調達を行うことが定められており、環境省では、これに従った調達を行っています。これらの取組は大気環境への負荷の低減にも繋がります。

（1. インプット）（5）グリーン購入・調達状況自動車等（自動車）参照

- 環境省においては、これらの取組を進め、大気環境への負荷の低減を進めてまいります。

3. 社会的取組

環境省職員の環境保全活動への参加

- 環境省においては、全国各地で行われる自主的な環境保全活動を支援するため、環境省ホームページ上に環境省職員の参加を希望する団体等からの受付窓口 (<http://www.env.go.jp/volunteer/index.html>) を整備し、運営しています。
- 環境マネジメントシステムの「平成 26 年度、27 年度目的、目標及び実施計画」において、「環境省の出先機関及び環境省職員が自主的に環境保全活動を進めることを支援する」ことを掲げています。
- 環境省においては、今後、更なる環境省職員の環境保全活動への参加を進めてまいります。

環境施策の状況（政策分野）

「はじめに」に記したとおり、環境配慮の方針では、同方針の実施状況について、毎年、オフィス活動分野及び政策分野について、それぞれ、環境省環境マネジメントシステム及び環境省政策評価実施計画の進行管理の中で評価を行うことにより、自己点検を実施することとしており、平成 19 年度（平成 18 年度分）までは、この自己点検の結果を、環境配慮等の状況として公表してきました。本報告書においても、環境施策の状況（政策分野）については、平成 19 年度（平成 18 年度分）までの環境配慮の方針の実施状況の自己点検と同様、環境省政策評価実施計画の進行管理の中で評価を行うこととし、ここでは、その結果の概要を記すこととします。

環境省では、政策評価法に基づき、環境省政策評価基本計画を定めており、また、毎年、事後評価について、環境省政策評価実施計画を策定しています。

また、環境省では、環境省政策評価基本計画及び環境省政策評価実施計画に基づき、環境省が実施した施策全てについて評価を行い、その結果は、翌年度における重点施策の策定、予算・機構定員の要求、制度の新設・改廃等の企画立案作業において、重要な情報として活用し、反映するよう努めています。

平成 27 年度に実施した施策については、学識経験を有する第三者からなる政策評価委員会の助言を得るとともに国民の意見を聴いた上で評価を行っており、その結果を公表しています。

詳しくは、http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h27_jigo/jigo.html を御覧ください。

平成 27 年度事後評価（政策評価）の概要

平成 27 年度に行った施策については、あらかじめ設定した目標の達成状況や指標の動向等により、施策に係る現状の把握、課題等の分析を踏まえて評価を行いました。

評価対象とする施策については、「地球温暖化対策の推進」等の 10 の施策（45 目標）を掲げ、それぞれについて評価を行い、その結果を政策への反映状況として整理しています。

評価結果の概要は、以下の表のとおりです。

【施策名】

地球温暖化対策の推進

地球環境の保全

大気・水・土壌環境等の保全

廃棄物・リサイクル対策の推進

生物多様性の保全と自然との共生の推進

化学物質対策の推進

環境保健対策の推進

環境・経済・社会の統合的向上

環境政策の基盤整備

放射性物質による環境の汚染への対処

反映状況	施策体系における対象施策数
施策の改善・見直し	11
概算要求に反映	11
機構・定員要求に反映	0
機構要求に反映	0
定員要求に反映	0

環境報告書

【暫定版】

(平成27年度分)

～ 環境配慮促進法に基づく環境配慮等の状況の公表 ～

平成29年3月

環境省総合環境政策局環境計画課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL : 03-5521-9265 FAX : 03-3581-5951
ホームページ <http://www.env.go.jp/>

(禁無断転載)